

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

有期契約時の労働条件の定め方②

<賃金、退職・解雇、契約更新、社会保険>

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-5
ヒロビル2F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
Homepage：http://www.ys-office.co.jp
Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

前回のレポートに引き続き、契約社員やパート等との間で契約期間の定めのある労働契約(有期契約)を結ぶ際の注意点や労働条件通知書の記載方法などについて解説していきます。

1. 賃金

(1)労働条件通知書への必須記載項目

賃金については、無期契約の正社員と同様、基本給や諸手当の金額、控除項目、賃金締め日・支払日等を定め、労働条件通知書に記載しますが、パート(短時間労働者)の場合、以下の項目も書面での明示が法律で義務づけられています。「無」の場合でも忘れずに記載しましょう。

①賞与の有無 ②退職金の有無 ③昇給の有無

(2)正社員との賃金格差

平成25年4月の労働契約法の改正により、正社員(無期契約者)と有期契約者との間で、契約期間の有無を理由とした労働条件の不合理的な差異を設けることが禁止されました。具体的には職務内容、人事異動の有無・範囲等が同じで契約期間の有無だけが異なるような場合にこの規制が適用されます。会社によっては契約社員の位置づけがあいまいなケースも見られますが、正社員とほとんどやっていることは同じという場合には、賃金格差は法律違反であるとしてトラブルが増えることも予想されます。雇用形態ごとに業務内容や役割等の違いを明確にしておくことが重要です。

(3)年俸制

契約社員について年俸制をとる場合があります。その際、一定の残業代(割増賃金)を含めて年俸額を設定することがありますが、その点について労働条件通知書への記載が明確でないケースもよく見受けられます。年俸のうち割増賃金に当たる部分とそうでない部分を明確に区分できない場合は、割増賃金支払が認められない場合があります。年俸の内訳をきちんと明記して、何時間分の残業代が含まれているのかを年俸通知書等に具体的に記載します。

2. 退職・解雇

(1)契約期間内での退職・解雇

有期労働契約の場合、契約期間満了で不更新とすることができる反面、契約期間内での解雇は「やむを得ない事由」がなければ認められません。契約期間内の場合は、正社員の解雇のときよりも厳格に判断されますので、重大な不正行為等を除き、基本的に認められないと考えておくくらいがいいと思います。期間内の解雇が思い浮かんだら、まずは退職勧奨で退職届を出させることを考えましょう。

(2)定年

有期契約労働者の労働条件通知書や就業規則に定年の定めを見ることがありますが、有期契約の場合、正社員と異なり長期雇用を前提としていないので、定年の定めは

必要ありません。逆に定年があると、有期契約が更新され長期の雇用継続が予定されていると解釈され、雇止め(契約不更新)をめぐるトラブルになった際に会社に不利に働く可能性もありますので、定年は記載しないようにします。

3. 契約更新

以下のいずれかに該当する場合で、雇止め(契約不更新)の理由に客観的合理性が見られない場合には、雇止めが無効と判断されることもあります。

①ほとんど無期契約と同じとみなされるケース

→更新手続きずさん、業務が無期契約の社員と同じ等

②契約更新への期待感が高まっているケース

→更新回数が多い、雇用継続を期待させる言動がある等雇止めについては、解雇と同じである、として労働者との間でよくトラブルになります。普段の労務管理では以下の点に注意しましょう。

- ・正社員と職務内容や責任等について区別する。
 - ・労働条件通知書に契約更新の有無と判断基準を明記し、契約更新のつど手続きを忘れずに行う。
 - ・雇止めを行う場合は満了日の30日前には予告する。
- 契約更新を3回以上していたり、契約期間が通算1年を超える場合には、満了日の30日前に予告をすることが法令で義務づけられています。

特にご相談いただくケースでは、雇止めの予告が満了日直前になっていることがよくありますので、ご注意ください。

4. 社会保険

パート等の有期契約労働者でも勤務時間等が一定以上の場合、雇用保険や社会保険の加入義務が生じます。

【雇用保険】週労働時間20時間超、31日以上雇用見込み

【社会保険】週労働時間30時間超(一般社員の3/4以上)

なお、法改正により、平成28年10月からは、従業員数501人以上の企業について、社会保険の加入要件が週20時間超になる予定です。

ご不明な点がありましたら、弊所までお問合せください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・年末調整(12月最終給与 or 賞与)
- ・賞与支払届の提出

● コラム ●

早いものであつという間に年内最後のレポートとなりました。今年は日の並びがよく、9連休という会社がほとんどだと思われます。弊所もカレンダーどおり、お休みをいただきます。しかし、私に限っては本の執筆が大詰めを迎えており、今年だけはあまり休みが取れそうにありません。年末年始3日間は温泉で過ごす予定ですが、おそらくPC持参になりそうです…。本年もお世話になりました。良いお年をお迎えください。(山口)